

会長 村上裕章 様 ←※他の委員分も個別に作成します

私たち福岡市民は呼びかけ人4人、賛同者284人の肩書付き個人名で、福岡市個人情報保護審議会会長ならびに委員10人に「自衛隊へ適齢者の『名前』及び『住所』を提供することを、2020年度は中止するよう、福岡市長に勧告等を行うことを求めます。」という申し入れ書を、5月22日（金）に提出しました。これは、自衛隊への名簿一括問題に対する1月以来の市民運動の蓄積もあり、わずか6日間で有識者を含む市民多数の意思が結集されたものでした。

本年2月7日（金）、福岡市個人情報保護審議会の目的外利用等審査部会は、事前の十分な告知もないまま開催されました。開催前には、「自衛隊募集のための名簿提供をやめるよう答申してください」の署名1200筆余も提出、開催当日には約170人の傍聴を求める市民が会議室周辺に集まりました。しかし、傍聴が認められたのは5人の市民だけ、一応別室が設けられ、モニター視聴も数十人に認められましたが、隣接する広い会場を使って多くの市民の傍聴を認めるようにとிட்ட、私たちの希望は認められませんでした。そして、審議会での審議のようすは、福岡市の諮問に対し、委員から疑問や批判的な意見が出されてはいましたが、最後は、村上会長（審査部会の議長も兼任）の“鶴の一声”で「氏名・住所の名簿提供については、公益上の必要性が認められる」との答申が決定されたことに対しては、傍聴されていた弁護士が傍聴後に述べられた「狐につままれた」の言葉に象徴されるもので、モニター視聴していた私たちにとっても啞然とする結果でした。

これ以降、福岡市当局は、市議会での質疑応答では、「本人の同意は必要ありません」との答弁を平然と繰り返すようになりました。市民が福岡市に名簿提供を撤回するよう申し入れをしても、審議会が「公益上の必要性」が認められたと、審議会の答申を楯にして強硬な姿勢をとり続けました。そして、「申し入れ書」（5月22日付け）にも詳しく書きましたように、制度周知が不十分なまま、6月5日（金）に、福岡市は、適齢者とされる29817人の「名前」と「住所」の情報を紙媒体で自衛隊へ提供しました（除外申請は233人）。

福岡市は、そのホームページに「全国で600を超える市町村」が提供しており、「福岡市独自の政策」ではありませんと記していますが、福岡県下60市町村のうち名簿を提供しているのは10市町村（福岡市・朝倉市・筑後市・宮若市・芦屋町・大刀洗町・筑前町・広川町・赤村・東峰村）にすぎません。同じ政令都市である北九州市は、提供に応じていません。また、小郡市では、それまで市が名簿を提供していましたが、審議会に諮問した結果、次の答申にもとづき、市による名簿提供を中止し閲覧に切り替えています。

◆小郡市の個人情報保護審議会への諮問に対する答申（要旨）の中の審議会の意見（要旨）◆
（諮問日は2016年6月3日）

【自衛隊法施行令第120条に規定されている「資料」に個人情報が含まれるという解釈をすることは困難であるため、条例第9条第1項第1号の規定により自衛隊地方本部に対して自衛隊適齢者情報を提供することの妥当性は認められない。ただし、住民基本台帳法第11条の規定により当該情報を閲覧させることは可能と思われる。】

同じ個人情報保護審議会の答申です。小郡市の審議会は（福岡市もその法律上の根拠としている）施行令120条に規定される「資料」に「個人情報が含まれるという解釈をすることは困難である」と明快な結論を出しています。小郡市の審議会の答申と比較したとき、福岡市の審議会の答申は、福岡市長や福岡市行政にすり寄ったものに見えます。

福岡市個人情報保護審議会の事務局を務める情報公開室の室長は、「審議会というものは、**専門的立場で中立に審査する機関**であり、本来要望書のような類は郵便でしか受け付けていないことを理解してもらいたい」などと、「申し入れ書」（5月22日付け）を提出する場を設けるように交渉していた私たち市民に言いました。しかし、上述のような審議のあり方・諮問の内容を見ていったとき、本当に「中立」に「審査」が行われているのでしょうか。多くの市民が疑義を抱いていることは、申し添えておきます。

私たちは「申し入れ書」（5月22日付け）で、福岡市による制度周知がいかにも不徹底なものであり、満足な予算措置もとらない不誠実なものであるかを、詳しく説明しました。さらに、このコロナ禍です。適齢対象となっている18歳と22歳の若者も、生活に困窮したり、就職・進学などの将来に不安を抱いている人が多いと思われまます。制度の周知が不徹底なまま個人情報は自衛隊へ渡されました。制度のことを知らない多くの対象者は、同意も不同意もできていません。そんななか、突然、自衛隊員によるポスティング（実態は訪問）を受けた適齢者は、「どうして自分の個人情報を知っているのか」等々、大きな不安に襲われることかと思われまます。

当審議会答申では、「本件については、自衛隊による個人情報の取扱いに不安を感じる市民や自己の個人情報の提供を望まない市民の心情にも配慮する必要があることを十分認識し、以下の措置を講じられるよう要望する」と付帯条件を付けました。しかし、「申し入れ書」（5月22日付け）で述べましたように、福岡市の対応は、不十分かつ不誠実なものでした。

審議会の会長ならびに委員各位は、自らの答申に責任を負っているはずですが、福岡市が、審議会答申で課した付帯条件を満足に行っていないことを認識した

場合は、福岡市に対して勧告や助言を行うことが必要だし、そうした機会は十二分にあったと思われれます。しかし、6月5日(金)に、情報公開室を介してあった審議会の回答(村上会長の言葉)は、以下のようなものでした。

「文書での回答はしない」

「(申し入れに対して)回答する立場にない」

「対応を決めるのは福岡市である」と。

審議会は答申を出したら、それでおしまいなのではないでしょうか。自分たちの答申が福岡市によって遵守されているかどうかの検証など、全く行わないのでしょうか。私たちは強く抗議します。

また、「申し入れ書」(5月22日付け)の全委員への郵送にあたっては、1週間以上かかりました。その後、審議会内部で意見交換は行われたのでしょうか。会長の言葉による回答を、私たちは、審議会の正式な回答として受け取りますが、審議会の他の委員は同意なのではないでしょうか。

そして、もう一つ、申し添えます。この回答を聞いた6月5日(金)に、福岡市は自衛隊へ適齢者の個人情報をお渡ししました。まさに同じ日です。情報公開室と市民局が協力し合って、市民に対して不誠実に対処している姿が推測されます。

審議会が、本当に情報公開室室長のいう「**専門的立場で中立に審査する機関**」であるというのであれば、福岡市に対する答申、少なくとも自らがつけた条件は徹底的に守らせなければなりません。しかし、審議会はそれを怠りました。検証しようとしませんでした。これは、「福岡市民の公僕」として“あるまじき姿”ではないのでしょうか。

審議会会長ならびに委員各位には、審議会本来の姿「**専門的立場で中立に審査する機関**」に立ち戻り、福岡市の行政に対しても厳しい目を向けること、さらに自らが出した答申に対しては、実施されたかどうかを含めて徹底的に検証を行い行政を指導すること、審議会内部での民主的な運営がされているのかどうかの検証も含めて、改善されることを強く望みます。

◆呼びかけ人・10人 (順不同 敬称略)

脇義重(戦争法を廃止する会)、森部聰子(福岡・戦争に反対する女たち)

井下顕(弁護士)、後藤富和(弁護士)、酒井嘉子(九州大学名誉教授)

原豊典(自衛隊への名簿提供を止めさせる市民連絡会)

前海満広(戦争への道を許さない福岡県フォーラム)

内田大亮(福岡県地区労働組合総連合事務局長)

大津啓(福岡県総かがり実行委員会)、片山純子(市民連合ふくおか)

◆賛同者・個人15人 (順不同 敬称略)

大串綾子(市民有志)、丸山尚子(市民有志)、末永節子(福岡女性団体交流会)、川本光治(市民有志)、馬場紀子(市民有志)、今村明子(市民有志)、嶽村久美子(草香江校区町内会長)、山本義信(アジア共同行動福岡)、横田つとむ(日本語教師)、井手一徳(辺野古アクション)、木田悦英(市民有志)、山木菊江(市民有志)、草野美紀子(福岡市民の会)、龍久美子(新日本婦人の会)、本河知明(今を生きる会)、